

永平寺町ふるさと応援基金条例を次のように公布する。

令和4年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第3号

永平寺町ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税制度(地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。)及び企業版ふるさと納税制度(地域再生法(平成17年法律第24号)により設けられた法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税に関する寄附金(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連するもの)に係る課税の特例をいう。)を活用して本町を応援するために寄せられた寄附金(以下「寄附金」という。)をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、永平寺町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 この基金は、次に掲げるものをもって積み立てる。

- (1) 寄附金
- (2) 基金から生ずる利子

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、各会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条に規定する目的のため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。